

令和4年5月16日
事務連絡

各公益法人事務局等 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

企業・団体等の単位での団体接種の実施について（依頼）

生活衛生行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一部の都道府県では、都道府県の大規模接種会場等で、企業・団体等の単位でまとめて予約を受け付けることで、新型コロナワクチン接種を推進する団体接種の取組を進めています。

今般、ワクチン接種推進担当大臣からの指示もあり、企業の皆様と連携しつつ、従業員の皆様等における追加接種の更なる促進を図るべく、厚生労働省からの要請を受けた各都道府県において、コロナワクチンの接種に係る企業の皆様との相談窓口が設置されておりますので、当該相談窓口及び厚生労働省からの衛生主管部（局）あての事務連絡を別添1、2のとおり送付いたします。

皆様におかれましては、会員企業・団体（及び各団体の加盟企業等）に、本内容を御周知いただくとともに、都道府県の大規模接種会場等での企業等の単位での団体接種の活用を働きかけていただくなど、都道府県の当該相談窓口とも連携しつつ各都道府県の接種促進に向けた取り組みに御協力いただくようお願い申し上げます。

また、ワクチン接種に関する休暇等の取扱いについても、別添3のとおり整理されておりますことから、改めて御周知いただくようお願い申し上げます。

＜送付文書＞

- ・松野ワクチン接種推進担当大臣からの協力依頼
- ・別添1：企業・大学等の単位での団体接種の実施と都道府県主導による希望する企業等の大規模接種会場等での接種の受入調整について（依頼）（令和4年5月9日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（略）
- ・別添2：都道府県の相談窓口（略 協会事務局に照会して下さい。）
※会員企業・団体等限りの扱いとしているため、一般の方がアクセス可能なサイト等への掲載は控えていただくようお願いします。
- ・別添3：休暇等の取扱いについて

令和4年5月

拝啓

日頃より、ワクチン接種推進の取組に関して、多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え、医療の逼迫を回避しながら、できる限り日常の生活を取り戻していくためには、新型コロナワクチンの接種を進めることが大変重要と考えております。

3回目のワクチン接種については、若い世代も含め本格化してきました。全人口に対する3回目のワクチン接種率については、5月6日(金)公表時点で、全国で53.6%となっています。しかし、特に若い方の接種率が低い傾向となっています。新型コロナに感染した場合、若い方でも重症化するケースがあり、いわゆる後遺症の心配もあることから、高齢者はもとより、若い方についても3回目接種は重要です。

最新の国内データでは、3回目接種を受けた方は、2回接種した方よりも、新型コロナに感染する割合が大幅に低いことが分かってきました。また3回目接種により重症化予防効果も長く保たれます。このため、できる限り早く、できるだけ多くの希望する方に接種いただけるよう、ワクチン接種の加速化が必要であると考えております。

政府としても、職域接種のほか、自治体と企業・大学等が連携して行う団体接種の取組などを推進する考えです。

つきましては、企業等で働く従業員の方々について、一層ワクチン接種が進むよう、会員企業・団体等の皆様に対して、周知や働きかけを行っていただくなど、引き続きご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

敬具

ワクチン接種推進担当大臣
松野 博一

若い世代の接種促進

(参考3)

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、厚生労働省HPで案内している。
- ※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_000007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

くワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>
問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種や接種後に発熱などの症状が出ていた場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようになります。勤務時間の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。どういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようになります）等をこれらの場面にも活用できるようになります。そのため、その分就業時刻の繰り下げを行うこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めめた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることがあります。労働者が任意に利用できる限り、ワクチン接種を受けやすいう環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとつて不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することと効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たつては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

■ 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アレバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されています。